

空き家流通・活用促進事業 募集要領に関する Q&A について

【注意事項】

・本 Q&A は現時点での情報に基づいて作成していますが、予算の決定状況や制度改定等により予告なく変更される場合があります。最新情報は必ず県HP 上でご確認ください。

岐阜県HP「政策オリンピック「空き家流通・活用促進事業」について」

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/489827.html>

1 対象事業者について

問1 法人格を有しない任意団体も対象となるか。また個人は対象となるのか。

- ・創意工夫溢れるアイデアを募集する観点から、対象団体は任意団体も含め、幅広い主体を対象としたいと考えております。任意団体については、複数のメンバーで構成されており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある場合は対象となります。
- ・なお、個人は対象としません。

問（4/24 追加） 提出書類に「定款や規則等、事業目的や活動内容、会計に関する事項を示す書類」が求められているが、現時点で法人化していない個人の場合、これらの書類は提出不要と考えてよいか。

- ・本事業においては、法人格のない任意団体を含み、事業主体が「団体」であることの確認書類として「定款や規則等、事業目的や活動内容、会計に関する事項を示す書類」の提出が必要となります。
- ・団体の設立が、特段の事情により事業提案書の提出期間内までに間に合わない場合は、その旨を任意様式により提案書に付した上で、応募が可能なものとします。ただし、6月中旬に予定している審査会においては、正式な団体の発足なしには評価の対象となりません。
- ・なお、個人は対象としません。

問2 対象事業者は県内に拠点を有する団体に限られるか

- ・県内に拠点を有する必要はありません。

問3 「空き家の流通・活用促進に資する事業を実施する団体」とあるが、実績を要するか

- ・要しません。

問 (4/24 追加) 市町村と民間事業者の共同で応募することは可能か

- ・可能です。

問 (5/8 追加) 地方公共団体としての応募を検討している。予算措置がされていない状況での応募は可能か。選定後に、9月議会での補正対応で問題ないか。

- ・問題ありません。

2 対象事業について**問4 空き店舗や集合住宅の空き室等は本事業の対象となるか**

- ・本事業においては空き店舗や集合住宅の空き室等も含めたものを想定しておりますが、県内市町村の空家等対策を支援する事業であることが重要と考えます。

問5 空き家の流通・活用促進に資するモデル的な取組とは、どのような事業を想定しているのか。

- ・あくまで一例ではありますが、以下のような事業を想定しています。
 - ① 災害時における避難者の受け入れ先として活用する仕組みづくり
 - ② 集会所や民泊施設、観光休憩所などとして活用する仕組みづくり
 - ③ 育児休業や保育園留学中の短期の宿泊施設として活用する仕組みづくり
 - ④ 中古住宅市場に流通していない空き家を流通させる啓発活動
 - ⑤ 「空き家の所有者」と「空き家を利用したい人」をマッチングする仕組みづくり
 - ⑥ 空き家の新たな活用方法を掘り起こすイベントの開催

問6 本年度より実施予定であった事業を応募してもよいか。

- ・募集要項「4 支援内容」に記載のとおり、募集開始日以降に新たに計画した事業が対象になりますので、既存事業や既に予定されている事業は対象になりません。
- ・ただし、既存事業等において新たな取組を企画する場合には、本事業の対象となりえます。

問 (4/24 追加) 「サービス自体は全国展開しているが、県内での実績はこれから構築する」というフェーズにある事業についても、今回の公募の対象となるか。

- ・既に全国的に展開されている事業や既存事業における事業範囲の拡大を狙った事業については対象になりえないと考えます。
- ・ただし、既存事業に加え、新たな取組を企画する場合には、本事業の対象となりえます。

問7 空き家の改修を目的とするハード事業は対象となるのか。

- ・本事業は空き家の流通や活用の促進を目的とする事業である必要がありますので、空き家の改修を目的とするハード事業は対象となりません。
- ・ただし、空き家の流通や活用の促進を目的とするソフト事業の一部に空き家の改修が含まれる場合は対象になりえます。

3 事業要件について**問8 県内市町村の空家等対策を支援する取組であることが要件とされているが、市町村と共同で行う事業のみが対象となるのか。**

- ・県内市町村の空家等対策を支援する取組であれば、応募される事業者のみで実施する事業であっても対象になりえます。

問(4/24追加) 事業要件に「県内市町村の空家等対策を支援する取組であること」とあるが、提案時点で市町村との正式な協定・合意が未締結の場合、「連携予定」として記載してもよいか。また、採択後に連携を確定させる形でも問題ないか。

- ・本事業の応募に際して、協定・合意は必要ありません。

問9 補助の終了後に自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えた取組であることが要件とされているが、応募時に自立性や継続性についてどこまでの担保が必要か。

- ・応募時に事業計画が、補助の終了後に自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えたものであれば、自立性や継続性についての担保は求めません。
- ・例えば、本年度の事業を実施した結果、効果が低い、ニーズがない又はその他の理由により次年度の事業が中止になった場合であっても問題はありません。

4 事業実施期間について**問10 事業実施期間外の事業は全て補助対象外なのか。**

- ・原則、事業実施期間外に支払った経費は補助対象外となります。
- ・ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要があり、事前着手届をあらかじめ県に提出し、県が承認した場合は補助対象にできる場合があります。

問11 事前着手届はいつから提出可能か。

- ・事業実施提案書の提出後であれば、提出可能です。ただし、審査の結果、当該事業が選定されない場合がありますので、ご注意ください。

5 補助対象経費について

問 12 補助対象経費の「賃金」は何を想定しているか。

- ・補助対象経費の「賃金」は、例えば、新たな事業を実施するため、試行的に人員を配置する際の経費などを想定しています。
- ・なお、本事業の対象経費は、事業の対象として明確に区分できる支出に限りますので、他の業務と兼任する人員の賃金は対象になりません。

問 (4/24 追加) 本事業の実施にあたり、専任する人員を新部署等で明確に配置した場合、補助対象経費における「賃金」に該当するか。

- ・本事業において、臨時かつ専任の配置であり、事業の対象として明確に区分されていることが確認できる場合は該当します。

問 13 空き家を改修する工事費は補助対象経費として含めることができるのか。

- ・空き家の流通や活用の促進を目的とするソフト事業の一部に空き家の改修が含まれる場合、工事費も対象になりえます。

問 (5/19 追加) 空き家の流通や活用の促進を目的とするソフト事業の一部に空き家の改修とは具体的に何を指すのか。

- ・補助事業実施のために直接必要となる工事を指します。
- ・建物工事に属さない付帯工事費（太陽光パネルの設置費等）や事業の目的に鑑みて著しく高価な装飾、材料又は設備等に関する工事などは対象外となります。

問 14 提案した事業が自然災害等によりやむを得ず実施できなかった場合にはどうなるのか

- ・補助事業者の責任によらない理由により事業の実施ができなかった場合などについては、取組の状況进行评估するため、県から聞き取り等を行う場合があります。
- ・理由や時期等を審査の上、真にやむを得ないと認められる経費に対しては補助金の対象となる可能性がありますのでご相談ください。

問 (4/24 追加) 補助対象経費の「委託料」に金額や割合の上限はあるか。

- ・上限はありません。

問（5/19 追加） 「委託料」について空き家の改修や、残置物撤去が必要な場合において、該当事業者に改修や撤去を委託した場合も、補助対象となるのか。

- ・「委託料」については事業運営の業務の一部を第三者に委託する行為を想定しております。
- ・工事費等を包括的に含める場合は、補助対象経費に該当する業務のみが「委託料」の補助対象経費として認められます。

問（4/24 追加） 「補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする」とあるが、プログラムの参加費を収受する場合、参加費収入相当額が補助対象経費から差し引かれる理解でよいか。また、その場合の収支予算書の記載はどのように記載すればよいか。

- ・ご理解のとおりです。
- ・「その他収入」に計上し、内容欄に参加費であることを明示してください。

問（4/24 追加） マッチング等に対する成功報酬は「補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるとき」に該当するか。

- ・該当します。

問（4/24 追加） 補助対象経費の「補助金（本事業において連携する団体に対して、間接的に補助金を交付するための経費等）」の連携とはどの程度のものを指すか

- ・連携の程度について、特に定めはありませんが、連携する団体において、当該間接補助金が補助対象経費に充当されていることが確認できる必要があると考えます。

問（5/19 追加） 補助対象経費の「補助金」について、連携する団体に対して補助金を交付した場合、その先の用途に関して制約や報告の義務はあるか。連携先の団体が持続可能な運営を見据えた収益源確保のため、物品を購入したり、空き家にあったものを修理し、再利用したりする可能性があるが問題ないか。

- ・連携する団体において、当該間接補助金が補助対象経費に充当されていることが実績報告書にて確認できる必要があると考えます。

問（4/24 追加） 本事業では不動産の取得費用が補助対象外経費となっているが、他の補助金を用いて不動産の取得を行う場合、本事業の補助金を不動産の取得以外の補助対象経費に対して受けることは可能か。

- ・別事業として不動産を取得される場合には、本事業の補助金を受けることが可能です。
- ・なお、補助金交付要綱第6条第1項（5）に記載のとおり、「他の補助金等の交付は受けないこと」としているため、不動産の取得を本事業に含める場合は不可となります。

問 (5/19 追加) 実施期間内の空き家の賃料や光熱費は対象経費として認められるか。

- ・補助事業実施のために直接必要となる使用分のみが対象となります。
- ・ただし、敷金・礼金等の初期費用については対象となりません。

6 審査委員会について

問 15 審査委員会の日時はいつ決定するのか。

- ・審査委員会の日程については、決定しだい県 HP に掲載します。
- ・また、プレゼンテーションの方法や時間等の詳細については改めて通知します。

7 その他

問 17 選定される事業者数は何団体の予定か。

- ・3 団体程度を想定していますが、提案いただいた事業の必要経費や県の予算等を踏まえて決定します。

問 (5/8 追加) 地方公共団体としての応募を検討している。補助率 10 分の 10 以内とあるが、仮に 10 分の 10 未満となった場合、今年度中に追加予算を確保することが難しいという事情から、応募時の補助対象事業から実施報告事業を絞り込み、決定額内に収めることとして良いか。

- ・事業内容の変更については個別で協議することとします。

問 (5/8 追加) 補助金の上限額が 3,000 千円となっているが、事業計画の総経費はこれを越えて計上してもよいか？

- ・良いです。